

第1号様式（第6条関係）

春日井市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等申請書

年 月 日

(宛先) 春日井市長

申請者
住所
氏名

春日井市が実施する生活援助員の派遣等を受けたいので、春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第6条第1項の規定により申請します。なお、生活援助員派遣手数料の決定に必要な申請者及び申請者の世帯員の所得税課税状況を調査することに同意します。

申請者 (世帯主)	住所				
	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	(明・大・昭)	年 月 日生	(満 歳)	
	電話番号				
同居者	フリガナ				
	氏名				
	生年月日	(明・大・昭)	年 月 日生	(満 歳)	
	続柄				
緊急連絡先 (親戚等)	(1)	フリガナ		勤務先	
		氏名			
		住所			
		続柄		電話番号	
	(2)	フリガナ		勤務先	
		氏名			
		住所			
		続柄		電話番号	
主治医	医療機関名		医師名		
	所在地				

承 諾 書

年 月 日

（宛先） 春日井市長

申請者
住所
氏名

春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第6条第1項の規定により、生活援助員の派遣等を申請するにあたり、下記の事項について承諾します。

記

1 生活援助員の派遣に関する事項

- (1) 入居者の安否確認等のため、生活援助員の訪問及び電話連絡を受けること。
- (2) 生活援助員から、生活指導・相談、安否の確認、緊急時の対応、関係機関等との連絡、その他日常生活上必要な援助を受けるにあたっては、直接身の回りの世話を属さない過渡の依頼を慎むこと。
- (3) 生活援助員の故意又は重大な過失以外の事故について、異議を申し立てないこと。

2 緊急通報用装置の貸与に関する事項

- (1) 市が貸与する緊急通報用装置を、住居内に市が設置すること。
- (2) 既に電話加入している場合は、その回線を使用すること。未加入の場合は、自らの負担により加入すること。
- (3) 緊急通報用装置設置後の基本料金、緊急通報を含む通話料及び緊急通報用装置の使用に要する電気料金は、自己負担とすること。
- (4) 緊急通報装置の原状を変更したり転貸したりしないこと。
- (5) 市が行う緊急通報用装置の保守点検のため、事前連絡のうえ関係業者が住居に立ち入ること。
- (6) 転居又は入居資格を失った場合は、速やかに緊急通報用装置を市に返還すること。

3 協力に関する事項

- (1) 近隣の高齢者世話付住宅入居者の緊急時に協力者となること。
- (2) 近隣の高齢者世話付住宅入居者に緊急事態が発生した場合、現場状況の確認・連絡その他必要な処置を行うこと。
- (3) 消防本部、高齢者生活相談所（生活援助員事務室）に協力者として電話番号を登録すること。

4 緊急時対応に関する事項

- (1) 緊急通報により訪問した生活援助員、消防署員、協力者等（以下「救助関係者」という。）が必要な範囲において住居に立ち入ること。
- (2) 救助関係者が安否確認又は救助のために行ったやむを得ない行為により受けた損害については、春日井市及び救助関係者はその責めを負わないこと。
- (3) 緊急通報用装置の設置中に発生した事故については、故意又は重大な過失によるものを除き、春日井市及び救助関係者はその責めを負わないこと。
- (4) 緊急通報用装置の使用にあたっては、誤報のないように努めること。

第 年 月 日 号

春日井市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等決定（却下）通知書

様

春日井市長

印

年 月 日付けで申請のありました生活援助員の派遣等について、次のとおり決定しましたので、春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第6条第2項の規定により通知します。

決定区分及び その理由	<input type="checkbox"/> 派遣等決定 <input type="checkbox"/> 派遣等却下（理由 ）
派遣等サービスの 内容	(1)生活援助員の派遣 派遣開始年月日 年 月 日 (2)緊急通報用装置の貸与 設置年月日 年 月 日
住 所	
生計中心者氏名	
手数料月額	円
手数料徴収 開始年月	年 月

第 号
年 月 日

春日井市高齢者世話付住宅生活援助員派遣手数料変更決定通知書

様

春日井市長

印

生活援助員派遣手数料を変更しますので、春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第8条第2項の規定により通知します。

住 所	
生 計 中 心 者 氏 名	
手数料を変更する年月	年 月
変更後の手数料月額	円
変 更 の 理 由	

第 号
年 月 日

春日井市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等廃止（停止）決定通知書

様

春日井市長

印

生活援助員の派遣等を廃止（停止）しますので、春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第10条第2項の規定により通知します。

住 所	
生 計 中 心 者 氏 名	
廃 止（ 停 止 ） 年 月 日	年 月 日
手 数 料 を 徴 収 す る 最 終 年 月	年 月
廃 止（ 停 止 ） 理 由	

第 号
年 月 日

春日井市高齢者世話付住宅生活援助員派遣等停止解除決定通知書

様

春日井市長

印

生活援助員の派遣等の停止を解除しますので、春日井市高齢者住宅等安心確保事業実施要綱第10条第3項の規定により通知します。

住 所	
生 計 中 心 者 氏 名	
派 遣 等 の 停 止 を 解 除 す る 年 月 日	年 月 日
手 数 料 の 徴 収 を 開 始 す る 年 月	年 月